

## 諮問事項(今後の建築基準制度のあり方について)

### に係る審議の進め方（案）

「建築法体系勉強会」において整理された建築基準法等の法体系の見直しに関し目指すべき基本的な方向を踏まえ、当面は特に見直し要請の強い以下の項目に関し、建築分科会に建築基準制度部会を設置し、具体的かつ専門的に調査審議を行う。

- ・ 新たな技術の導入や設計の自由度の向上が促進される明確かつ柔軟な規制体系への移行という基本的方向を踏まえた、木造建築関連基準等のあり方
- ・ 実効性が確保され、かつ、効率的な規制制度への見直しという基本的方向を踏まえた、構造計算適合性判定制度等の確認検査制度のあり方
- ・ 既存建築物の質の確保・向上に向けた、建築物の耐震改修の促進に関する法律など関連規制等のあり方